

横芝光町民生委員児童委員協議会規約

(名称)

第1条 本会は、横芝光町民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、横芝光町役場福祉課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行と、円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成員)

第4条 協議会は、横芝光町民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事17名、会計2名、監事2名

2 役員任期は、3年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 理事は、委員の互選による。

2 会長、副会長、会計、監事は理事の互選による。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、協議会の運営及び連絡調整にあたる。

4 監事は、会計を監査し協議会に報告する。

5 会計は、会長の指示により協議会の会計を司る。

(部会)

第8条 協議会に部会を置くことができる。部会の規定は別に定める。

(会議)

第9条 会議は、総会、定例会、役員会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、年1回開催する。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

4 役員会は、必要に応じ随時開催する。

5 定例会は毎月1回開催する。但し、必要があるときは臨時に開催することができる。

6 会議は、原則として全員出席するものとする。

7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

3 会費は年額5,000円とする。但し、一斉改選の年度以外で中途退任

した委員及び中途委嘱された委員は、月割りの会費とし、月額は500円とする。

4 慶弔規程は、別に定める。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月1日から施行する。(役員任期の改正)

附 則

この規約は、平成19年12月4日から施行する。(副会長の数の改正)

附 則

この規約は、平成22年12月1日から施行する。(役員任期の改正)

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。